

しちのへ 農業委員会 だより

第15号 (通巻第20号)

2012(H24)年 10月1日発行

発行 七戸町農業委員会

編集 編集委員会

所在 七戸町字森ノ上 131 番地 4

電話 68-2967(直通)「内線 260・261」

FAX 68-2486

発行部数 6,100 部



家族経営協定のすすめ

七戸町では家族経営協定を推進しています。家族の決まり事について、みんなで話し合ってみましょう。**家族経営協定とは**、家族で取り組む農業経営について経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件などについて家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。そして、家族みんなで実行し、必要に応じて内容の見直しを行うことです。**何のためにすすぶの？**★農林漁業の経営が家族の話し合いと男女の共同参画によって充実・成長していくために★家族一人ひとりが尊重される家族関係を作っていくために★次世代に引き継いでいくために★家族一人ひとりがお互いに個性と能力を認め合いかけがえのない対等な仲間として営む共同経営的な経営にするため

家族経営協定を結んだきっかけは

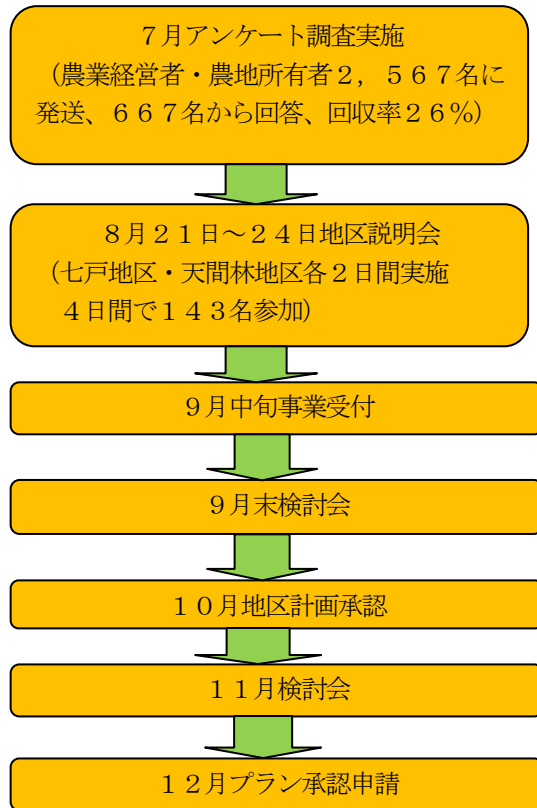


家族経営協定が締結されました
去る6月11日に2組(福田様ご家族・工藤様ご家族)、8月22日に2組(山田様ご家族・長久保様ご家族)、9月14日に3組(千葉様ご家族・中村様ご家族・二ツ森様ご家族)の家族経営協定が締結されました。これで9月末現在の家族経営協定締結者は64組となりました。(写真は6月11日の家族経営協定調印式の様子です。)

人・農地プラン（地域農業マスタープラン）策定状況について

前回（14号）の「農業委員会だより」では「人・農地プラン」と「青年就農給付金」について取り上げました。

「人・農地プラン」の策定が「青年就農給付金」や「農地集積協力金」の交付要件となりますので、プランの策定状況と今後の予定がどうなっているのか気になるところです。プラン策定は現在町農林課が主体となって進めています。町を2地区（旧七戸町・旧天間林村）に分けて策定する予定です。



人・農地プランと、主なメリット

人・農地プランは、地域の農業を担うやる気のある農業者を「中心的経営体」として位置づけ、支援していくものです。地域の農地を安心して任せられる仕組みを一緒に作っていきましょう

農地集積協力金（農地の出し手への支援）

中心的経営体に農地を貸して離農する人や、田んぼをやめてハウスだけに集中するような人には、一定の条件のもとで、農地集積協力金（面積に応じて1戸あたり30万円から70万円）が支払われます。
「もうそろそろ田んぼをやめようかな」というような方は是非ご相談下さい

戸別所得補償の規模拡大加算（農地の受け手支援）

戸別所得補償制度加入者が円滑化事業によって面的集積するため6年以上の利用権設定をした場合は、10アールあたり2万円が農地の受け手に支払われます。

農地集積支援の主な要件と手続き

農地の出し手への農地集積協力金と、受け手への規模拡大加算の対象となるには、当事者同士で貸し借りを結ぶのではなく、円滑化団体に利用権設定の相手方を委任する必要があります。

農業委員会では、円滑化団体と連携して、農地の貸し借りのご相談に対応しています。

青年就農給付金（新規就農者への支援）

新規就農者が中心的経営体に位置づけられると、一定の条件のもとで、年間150万円の給付金を最長5年間受けることができます。「うちの息子が戻ってきて農業をやると言っているが、対象になるか？」という方もお問い合わせ下さい。

スーパーL資金の無利子化（担い手への金融支援）

認定農業者が中心的経営体に位置づけられると、一定の条件のもとで、貸付当初5年間金利が実質無利子となります。

<経営転換協力金>

農地集積協力金の概要

【交付対象地域及び交付対象者】 人・農地プランを作成した地域で、地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者で

① 土地利用型農業から経営転換する農業者 ② リタイアする農業者 ③ 農地の相続人 となります。

※ 遊休農地の保有者は、交付を受けられません。戸別所得補償制度の加入者又は加入要件を満たす見込みのある者である必要があります。

【交付要件】

1 交付対象者が行うべき要件

① 土地利用型農業から経営転換する農業者の場合

・農地利用集積円滑化団体等に、土地利用型作物を栽培する全ての自作地（＝他の農業者に、利用権を設定している農地又は農作業を委託している農地を除く。）を白紙委任する必要があります。

② リタイアする農業者・農地の相続人の場合

・農地利用集積円滑化団体等に、自留地（10a未満の農地）を除く全ての自作地（＝他の農業者に、利用権を設定している農地又は農作業を委託している農地を除く。）を白紙委任する必要があります。

2 人・農地プランの作成単位となった地域が行うべき要件。

白紙委任の対象となった農地全てに関し、地域の中心となる経営体に農地集積を行うことについて、地域の中心となる経営体を含めた合意がされていることが必要です。

3 その他

交付対象者の農業用機械の取扱いについては、集落・地域の話合いの中で、地域全体としての機械コストを小さくする観点から検討していただくことが望ましいと考えています。

※ 土地利用型農業とは、稲、麦、大豆、そば、なたね、てん菜及びでんぷん原料用ばいりしを生産する農業をいいます。

※ 白紙委任とは、貸付け先の相手を指定しない委任契約のことです。委任期間は10年以上で、委任の内容は6年以上の農地の貸付け（農作業委託を含む）の相手方を選定すること。

※ ブロックローテーションの取組により6年以上の農地の貸付け等が困難な場合には、ブロックローテーションの取組計画書に基づく期間とすることが可能です

※ 農地利用集積円滑化団体等は、市街化区域内の農地の委任は受けません。

【交付単価】

① 農林水産省・県から町への配分金額

0.5ha以下：30万円／戸 0.5ha超2.0ha以下：50万円／戸

2.0ha超：70万円／戸

面積は白紙委任をした農地のうち交付要件を満たす面積

② 町から交付対象者への交付金額

町への配分金額の範囲内で町が単価を決定して交付

女性農業者の皆さん、農業者年金に加入しませんか！

農業者年金に加入しましょう

老後の備えは農業者年金で安心！

**女性農業者の皆さんへ
あなた自身の年金を！**



老後の備えは万全ですか？

現在65歳の農業者年金加入者の平均余命は、男性が22年(87歳)、女性が27年(92歳)です。女性の老後は男性以上に長い道のりです。

日本人の平均余命は、男性84歳、女性89歳となっており、農業者年金加入者の平均余命の方が長くなっています。

農業者年金は女性農業者の長い老後をしっかりサポートします。

家族経営協定を結べば保険料の国庫補助も受けられます。

認定農業者で青色申告をしている夫と家族経営協定を結んで農業経営に参画している妻も保険料の国庫補助が受けられます。

農業者年金は女性の農業経営への参画をしっかり応援します！

農業者の老後の生活の収入は、国民年金＋農業者年金が基本です！

国民年金の支給額は月額最高6万5千5百円、夫婦二人で13万1千円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で23万円が必要となるデータがあります。→ 月額約10万円不足！

農業者年金は国民年金の不足分をしっかりカバーします。



農業者年金へのご加入がご主人だけでは、先にご主人が亡くなった時、妻であるあなたの老後の支えは国民年金だけになってしまいます。一人一人の備えが大切です。

◆ 農業者年金に夫婦で加入した場合と夫のみ加入した場合の比較 ◆

夫と妻は同年齢で、農業者年金へは30歳で保険料月額2万円が通常加入し、農業者年金加入者の平均余命(男性87歳、女性92歳)まで生存するとして比較	
65歳～87歳の年金額(夫婦)	88歳～92歳の年金額(妻のみ)
ケース1 農業者年金に夫のみ加入 ○ 国民年金 夫: 月額 6万5千5百円 妻: 月額 6万5千5百円 計: 月額 13万1千円 ○ 農業者年金 夫: 月額 3万9千円 妻: 月額 0円 計: 月額 3万9千円 合計: 月額 17万円	○ 国民年金 妻: 月額 6万5千5百円 計: 月額 6万5千5百円 ○ 農業者年金 なし 計: 月額 0円 合計: 月額 6万5千5百円
ケース2 農業者年金に夫婦で加入 ○ 国民年金 夫: 月額 6万5千5百円 妻: 月額 6万5千5百円 計: 月額 13万1千円 ○ 農業者年金 夫: 月額 3万9千円 妻: 月額 3万3千円 計: 月額 7万2千円 合計: 月額 20万3千円	○ 国民年金 妻: 月額 6万5千5百円 計: 月額 6万5千5百円 ○ 農業者年金 妻: 月額 3万3千円 計: 月額 3万3千円 合計: 月額 9万8千5百円

(注) 農業者年金の試算額については、65歳までの運用利回り1.35%、65歳以降の予定利率は1.35%として行っています。



農家のみなさん、あなたの老後生活への備えは十分ですか。年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です。しっかり積み立て、がっちりサポート、安心で豊かな老後を。

農業者年金は農業者の方なら広く加入できます。少子高齢時代に強い年金です。

保険料の額は自由に決められます。終身年金で80歳までの保証付きです。

公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。農業の担い手には、政策支援(保険料の国庫補助)があります。

***経営移譲年金受給者の方へ**

経営移譲年金受給者の方は農地の売買や貸し借りはできません、また法人の役員にもなれません。

農地の耕作放棄地状態も経営移譲年金の対象になりませんので十分気をつけて下さい。

(詳しくは農業委員会に相談願います。)

農地のあつせん売買制度

農地のあつせん売買は「農地保有合理化事業」によりおこなわれ、農地を売る方は譲渡所得税の特別控除が年80万円まで受けられます。また、買う方は登録免許税と不動産取得税が軽減されます。

この事業により農地をあつせん購入できるのは認定農業者等の農業者で町が認めた経営規模以上の農家です。

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

*この事業は平成25年度で終了しますので、事業実施希望者は早めに申請願います

【事業概要】

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。

【事業メニュー】

① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

ア再生作業(雑草・雑木の除去等)及び土づくり(肥料、有機質資材の投入等)

・定額支援【5万円/10a】(重機を用いて行う場合等【1/2以内等】)

・土づくり(2年目に必要な場合のみ)【2.5万円/10a】

イ営農定着(再生農地への作物の導入等)【2.5万円/10a】

ウ経営展開(試験販売、実証は場の設置・運営等)【定額】

② 施設等の整備への支援

・基盤整備(用排水施設の整備等)、乾燥調整貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設(市民農園等)、農業用機械・施設等の整備【1/2以内等】

・小規模基盤整備【2.5万円/10a】

③ 附帯事業への支援【定額】

・広域利用調整:都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援

・交付金執行事務:交付事務、地域の農地利用調整、普及啓発活動等への支援

◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外(市街化区域は除く)における取組についても支援対象

**農業経営基盤強化促進法による利用
権設定(貸借)について**

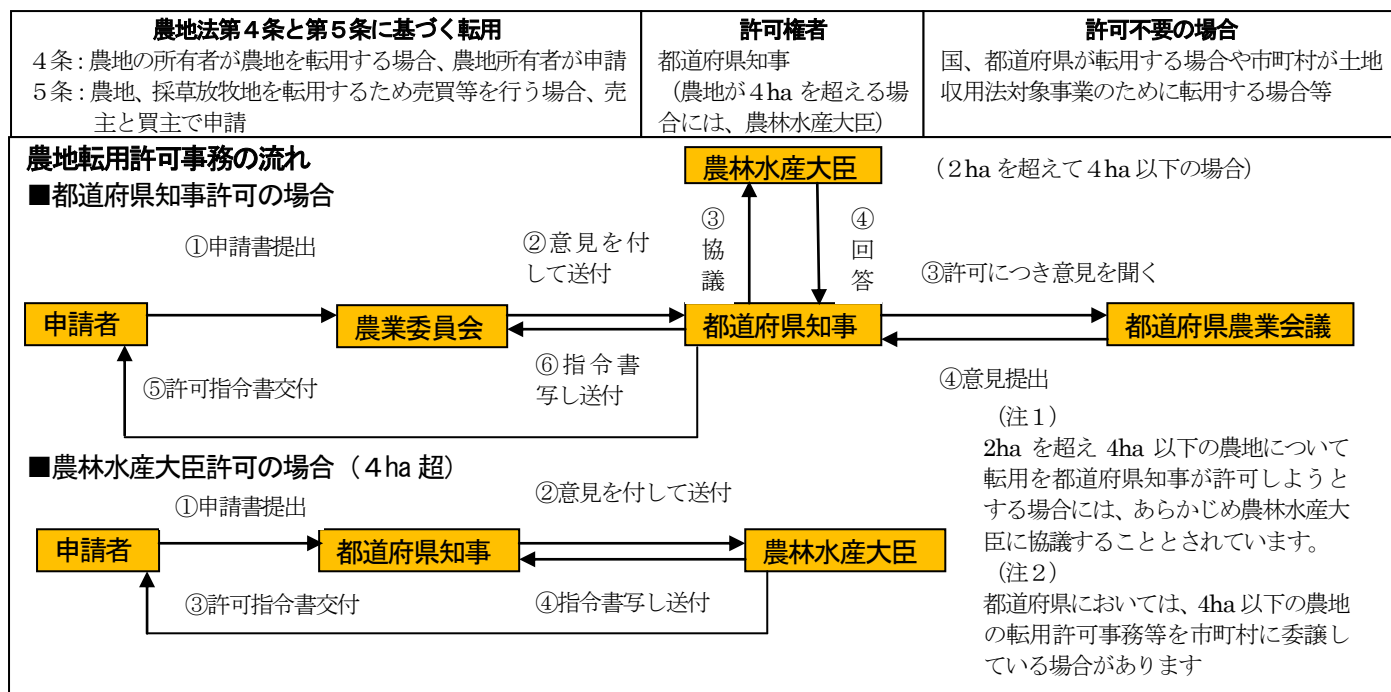
農地の貸し借りを行いたいときに、農用地利用集積計画による利用権設定ができます。利用権の設定の特徴として、所有者は貸した農地について期限がくると必ず返還され、耕作者は借りた農地を契約期間中は安心して耕作でき、期間が終了しても利用権の再設定をすれば、引き続き借りることができる制度です。

○申請に必要な書類

1. 農用地利用集積計画書(農業委員会)
2. 申請農地の全部事項証明書(法務局)
3. 地籍図(税務課)

※ご不明な点がございましたら農業委員会事務局までお問合せください。

農 地 転 用 許 可 に つ い て



農地法第3条(農地の権利取得)の主な許可基準(譲受人等が下の1～4までの全てに該当する場合許可)

1不耕作目的での取得制限

取得後において耕作の事業に供すべき農地のすべてを耕作すること

許可できない場合

例えば、すぐに耕作しないで、将来の退職後に耕作することを見込んで取得する場合



3下限面積制限

取得の結果、農地面積の合計が原則 50a (北海道は 2ha) 以上になること

許可できない場合

例えば、サラリーマンが自家用の野菜等を生産するために、基準に満たない小面積の農地を取得しようとする場合



2常時従事しない場合の取得制限

農地の取得者が取得後必要な農作業に常時従事すること

許可できない場合

例えば、みずから必要な農作業に従事しないで、地元の農家に農作業をまかせることを前提に取得する場合

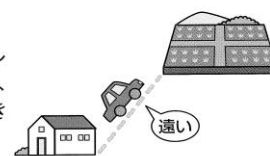


4効率的利用をしない場合の取得制限

その農地を効率的に耕作することができること

許可できない場合

例えば、住所地から取得しようとする農地までの距離が、その農地を効率的に利用できないほど遠い場合



編集委員長 天間俊一
編集副委員長 氣田 勉
編集委員 駒嶺純一
編集委員 高田武志
編集委員 天間正大

みんなで読もう
全国農業新聞
全国農業新聞は、農家の経営と生活に役立つ農家の専門紙です。是非ご愛読ください。
●発行毎週金曜日
●購読料 1ヶ月 600円
●購読申込は農業委員会へ

お知らせ
農業委員会では次に関する事項について閲覧ができます。
一 農業委員会総会会議録
二 農業委員会の点検評価・目標及びその達成に向けた活動計画

農業委員会への農地法許可申請期限は毎月1日です。
(1日が休日の場合翌日、各月の締め切り日は町民カレンダーの「お知らせ」欄に記載してあります)
申請から許可までの期間は、権利移動は約1ヶ月、転用は約2ヶ月かかります。